

平成 30 年分
(和歌山県)

農業投資価格の金額表

租税特別措置法第 70 条の 6 第 5 項に規定する農地等についての相続税の納税猶予額
算定の基礎となる農業投資価格は、次表のとおりです。

(10 アール当たり)

地目 都道府県名	田	畑
	千円	千円
和歌山県	6 8 0	5 0 0